

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の 被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A

【制度等について】

Q 1 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例とは、どのような内容ですか。

A 1 今般の特例措置は、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務については、例年のない対応として期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、被扶養者の収入確認の際には年間収入に算定しないという特例を講ずるものです。

Q 2 特例措置は被扶養者の年間収入が 130 万円未満であるか否かを判定する際にのみ適用されるのでしょうか。被扶養者認定の要件のうち、生計維持要件においては、被保険者の年間収入との比較も行っています。この際の被扶養者の年間収入にはどのように算定するのでしょうか。

A 2 今般の特例措置は、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務の緊要性に鑑み、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入について、被扶養者の収入確認の際の年間収入に算定しないというものです。この扱いは、年間収入が 130 万円未満であるか否かの判定のみではなく、被保険者の年間収入との比較においても同様の扱いとなります。

【対象者について】

Q 3 特例措置は、どのような方が対象になるのでしょうか。

A 3 本特例措置の対象者は、新型コロナワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）となります。具体的には、ワクチン接種会場や医療機関において、直接ワクチンの注射や予診（予診のサポートを含む。）、ワクチンの調整、接種後の経過観察等に有資格者として従事する医療職の方が対象となります。

Q 4 看護師の有資格者ですが、新たにワクチン接種会場の受付、医療機関の受付等で勤務しようとしています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A 5 特例措置の対象とはなりません。

Q 5 看護師の有資格者ですが、看護師としてではなく事務職として医療機関の受付等で勤務しています。雇用契約には変更はありませんが、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となるのでしょうか。

A 5 特例措置の対象とはなりません。

Q 6 医療機関で看護師として勤務していますが、ワクチン接種の業務には関わっていません。雇用契約には変更はありませんが、ワクチン接種に伴って残業が増加しています。特例措置の対象となりますか。

A 6 特例措置の対象とはなりません。

【対象となる収入について】

Q 7 特例措置の対象となる収入は何ですか。

A 7 特例措置の対象となる収入は、高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まった令和 3 年 4 月からワクチン接種の実施期間である令和 4 年 2 月末までのワクチン接種業務に対する賃金となります。（インフルエンザウイルスワクチン等、他のワクチン接種業務に対する賃金は対象となりません。）

なお、被扶養者認定および被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際、ワクチン接種業務を行う事業者（市（区）町村又は医療機関）から発行された、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接

種業務による収入額を証する書類の添付が必要です。

Q 8 医療機関で看護師として勤務しました。月給 10 万円が勤務しましたが、ワクチン接種とそれ以外の勤務の両方を行っています。対象収入はどうなりますか。月給 10 万円すべてが特例措置の対象となりますか。

A 8 特例措置の対象となる収入は、新型コロナワクチン接種業務に対する賃金となります。

このため、各事業者が対象収入を算定するに当たっては、例えば、ワクチン接種日や接種業務時間が決まっている場合には、

- ・時給制の場合には、ワクチン接種日の勤務時間や接種業務時間に時給を乗じる
- ・月給制の場合には、賃金をワクチン接種日の日数や接種業務時間とその他の業務の日数や業務時間と按分などして、合理的な方法で対象収入を計算することになります。

なお、対象収入を確認する際、雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

Q 9 ワクチン接種会場への交通費が支給された場合、この交通費は特例措置の対象となりますか。

A 9 交通費についても特例措置の対象となります。

【申立書について】

Q 10 申立書はいつ、どこに提出するのですか。

A 10 被保険者の方は、新たに被扶養者の認定を受けるとき、または保険者が被扶養の資格確認を行うとき年間収入を確認されます。その際に、通常提出が求められる書類と合わせて、申立書を提出することになります。ワクチン接種業務を行う事業者（市（区）町村又は医療機関）に対して、申立書によりワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証明してもらい、保険者へ申立書を提出してください。

Q 11 もともと勤務していた医療機関でワクチン接種業務を行ったほか、自治体のワクチン接種会場で勤務しました。申立書はそれぞれの事業所毎に作成するのでしょうか。

A 11 複数の事業所においてワクチン接種業務に従事した場合には、それぞれの事業所毎に申立書を作成することになります。

Q 12 事業主や自治体に証明書の記載を断られました。どうすればよいでしょうか。

A 12 特例措置に適用されなければ、被扶養者から外れてしまうことを事業主に説明し、証明書の記載を求めてください。

なお、どうしても証明書の記載を行っていただけない場合であって、雇用契約書等からワクチン接種業務に従事したことや収入額が明らかな場合には、特例措置の適用となることも考えられますので、健康保険組合に相談下さい。

【その他について】

Q 13 この特例の対象となれば、絶対に被扶養者で居続けられるということでしょうか

A 13 新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る収入を除外しても、なお、年間収入見込みが 130 万円以上となる場合などにおいては、被扶養者から外れることもあります。また、健康保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者から外れることも考えられます。

Q 14 税や会社の扶養手当（家族手当）の計算においても、ワクチン接種業務による収入の特例は適用されるのでしょうか。

A 14 この特例は健康保険等の被扶養者認定及び国民年金の第 3 号被保険者の認定のみに係る取扱いとなります。